

学校法人佐野学園役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人佐野学園（以下「学園」という。）の役員等の報酬及び手当の支給等に関する必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「役員」とは学園の理事及び監事を、「役員等」とは学園の理事、監事及び評議員を、それぞれいう。

(役員報酬)

第3条 役員には、その在任期間中、役員報酬を支給する。

2 前項の在任期間の計算においては、役員に就任した日の属する月及び役員を退任した日の属する月を含むものとする。

(常勤の役員の報酬月額)

第4条 常勤の役員の役員報酬月額は、次に定める役員手当月額に職務内容を勘案して個別に定める役員職務手当月額を加えた金額とし、次項に定める上限額の範囲内で定めるものとする。

(1) 理事長	1,000千円
(2) 副理事長	700千円
(3) 専務理事	500千円
(4) 前3号以外の常勤の理事	70千円

2 常勤の役員の役員報酬月額の上限は次のとおりとする。

(1) 理事長	2,500千円
(2) 副理事長	2,000千円
(3) 専務理事、教育職員又は事務職員を兼ねる理事	1,500千円
(4) 前3号以外の常勤の理事、常勤の監事	1,000千円

3 常勤の役員には、学園の業績、学園に対する貢献度及び役員職務手当月額等に応じて期末手当を支給することができる。

(非常勤の役員の報酬等)

第5条 非常勤の役員の役員報酬は、年額200千円（源泉税を含まない。）とする。

2 非常勤の役員には、前項の役員報酬のほか、1会議（同一日に開催される同一会議は複数回開催された場合でも1会議と見做す。）あたり30千円（源泉税を含まない。）の会議手当を支給する。

(評議員の手当)

第6条 評議員には報酬を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員（教育職員又は事務職員を兼ねる評議員を除く。）に

は、1会議（同一日に開催される同一会議は複数回開催された場合でも1会議と見做す。）あたり30千円（源泉税を含まない。）の会議手当を支給する。

（支給時期）

第7条 役員報酬の支給日は、月額支給の場合は毎月25日、年額支給の場合は毎年3月25日とする。ただし、その日が休日又は土曜日に当たるときは、その前日とする。
2 役員が月の途中又は年度の途中に就任又は退任した場合には、その報酬額については日割按分又は月割按分を行う。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

附 則

本規程は、平成29年5月25日より施行する。

本規程の施行の日をもって、学校法人佐野学園役員報酬規程（昭和62年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年度決算に関する定時評議員会終結の時から施行する。